

く 政 第 506 号
令和元年 10 月 10 日

各都市医師会会長 殿

富山県厚生部長
(公 印 省 略)

季節性インフルエンザワクチンの供給について（更新情報）

平素から、本県のインフルエンザ総合対策につきまして、多大なご理解とご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

今冬の季節性インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）に係る安定供給対策について、ワクチンを効率的に活用する観点から、令和元年 8 月 13 日付けで厚生労働省から通知がありお知らせしたところです。今般、令和元年 10 月 4 日付けで厚生労働省健康局健康課より別添のとおり事務連絡がありました。

つきましては、内容をご了知のうえ、貴会会員に対し周知いただくとともに、引き続き医薬品卸売販売業者が行うワクチンの分割納入の実施等についてご協力をお願いします。

（事務担当 くすり政策課企画・薬事係）



事務連絡
令和元年 10 月 4 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課

季節性インフルエンザワクチンの供給について（更新情報）

今シーズンの季節性インフルエンザの流行シーズン入りが例年よりも早まった場合に備えて、季節性インフルエンザワクチンの供給に関して、下記の事項について、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）上の実施主体である市区町村や医療機関等の貴管内関係者へ周知するとともに、ワクチンが円滑に流通されるよう関係者との連携に努めていただくようお願いします。

記

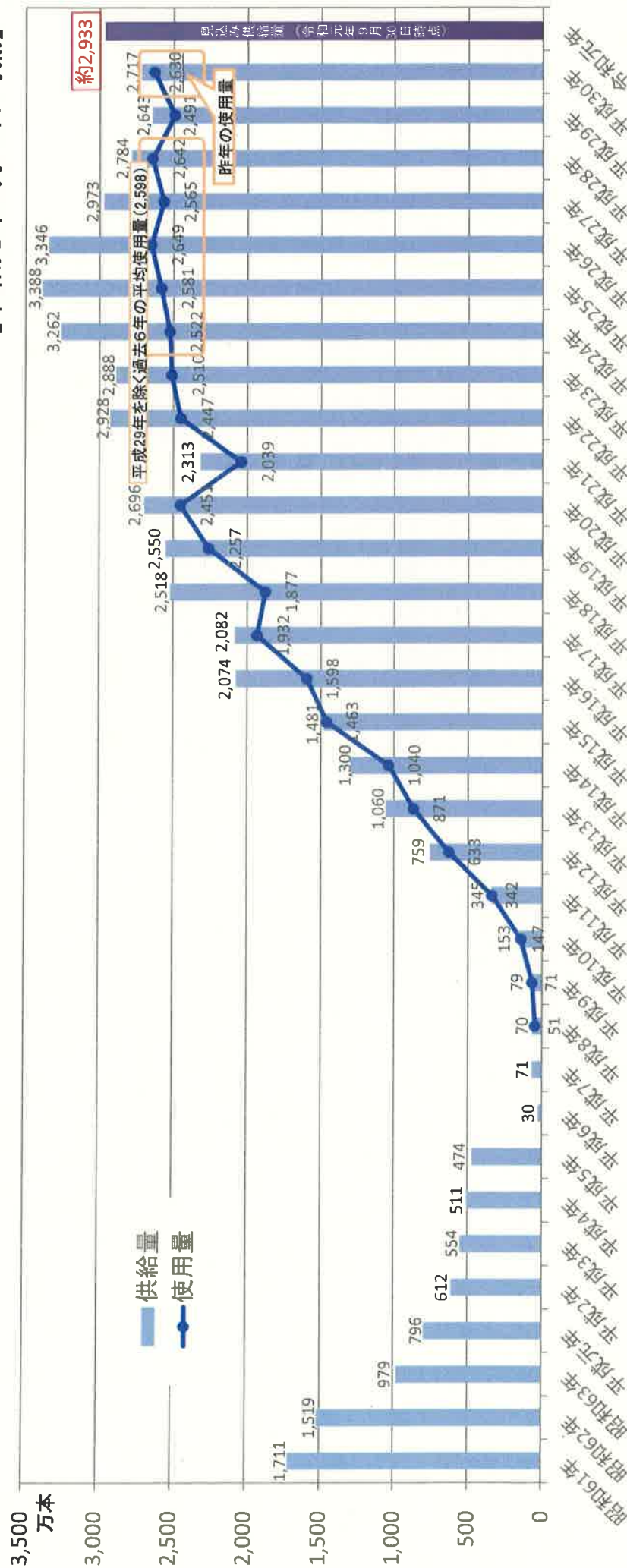
- （１）今シーズンの季節性インフルエンザワクチンの供給見込みの最新情報（令和元年 9 月 30 日付け）は別添 1 のとおりです。
- （２）今シーズンは例年よりも早い時期に流行入りした場合、ワクチン需要が例年より早い時期に増大することが予想されるため、別添 2 のとおり、ワクチンの製造販売業者、卸売販売業者に対して、保有する在庫を可能な限り低減し、ワクチンを必要とする医療機関等に迅速に納入できるよう努めること等を依頼しています。



2019/20シーズンのインフルエンザワクチンの供給について（その1）

○ インフルエンザワクチンの見込み供給量（約2,933万本）は、昨年の使用量（2,630万本）や平成29年を除く過去6年間の平均使用量（2,598万本）を上回っている。

【令和元年9月30日 時点】



※1 平成7年以前の使用量は不明 ※2 1ml換算

2019/20シーズンのインフルエンザワクチンの供給について（その2）

【令和元年9月30日現在】



注1) 供給量は、いずれも1mL換算。

注2) 9月30日現在、ワクチン製造は完了していないため、将来の製造効率の変動や国家検定の影響の可能性については、平成30年度の実績と同様と仮定して供給量及び供給時期を算出。

事 務 連 絡
令和元年 10 月 4 日

一般社団法人日本ワクチン産業協会 御中

厚生労働省健康局健康課

季節性インフルエンザワクチンの供給の前倒しについて(協力依頼)

今冬のインフルエンザシーズンに係る季節性インフルエンザワクチン(以下「ワクチン」という。)の供給については、「季節性インフルエンザワクチンの供給について」(令和元年8月13日医政経発 0813 第4号、健健発 0813 第1号、健感発 0813 第4号厚生労働省医政局経済課長、健康局健康課長、健康局結核感染症課長連名通知。以下「通知」という。)において周知等したところです。

現在、ワクチンは順次供給され、医療機関等に納入されていると推定されますが、今シーズンの季節性インフルエンザの流行シーズン入りが例年よりも早まった場合にワクチン需要が例年より早い時期に増大することが予想されます。

つきましては、ワクチンの円滑な流通及び効率的な活用に資するため、通知に示した安定供給対策に加えて下記の事項について、貴会会員に対して周知及び協力の要請をしていただくとともに、引き続き、ワクチンの安定供給についてご協力いただきますようお願いします。

あわせて、一般社団法人日本医薬品卸売業連合会にも事務連絡を送付したことを申し添えます。

記

製造販売業者(いわゆる販売会社(製造販売業者から直接ワクチンの販売等がなされ、他の卸売販売業者へ販売等する卸売販売業者をいう。以下同じ。))を含む。)は、ワクチンの偏在等が生じないように留意した上で、保有する在庫(既に販売先が決定しているが、現に販売先に納入されていない在庫を含む。)を可能な限り低減し、ワクチンを必要とする医療機関等に迅速に納入できるよう努めること。

事 務 連 絡
令和元年 10 月 4 日

一般社団法人日本医薬品卸売業連合会 御中

厚生労働省健康局健康課

季節性インフルエンザワクチンの供給の前倒しについて(協力依頼)

今冬のインフルエンザシーズンに係る季節性インフルエンザワクチン(以下「ワクチン」という。)の供給については、「季節性インフルエンザワクチンの供給について」(令和元年8月13日医政経発 0813 第4号、健健発 0813 第1号、健感発 0813 第4号厚生労働省医政局経済課長、健康局健康課長、健康局結核感染症課長連名通知。以下「通知」という。)において周知等したところです。

現在、ワクチンは順次供給され、医療機関等に納入されていると推定されますが、今シーズンの季節性インフルエンザの流行シーズン入りが例年よりも早まった場合にワクチン需要が例年より早い時期に増大することが予想されます。

つきましては、ワクチンの円滑な流通及び効率的な活用に資するため、通知に示した安定供給対策に加えて下記の事項について、貴会会員に対して周知及び協力の要請をしていただくとともに、引き続き、ワクチンの安定供給についてご協力いただきますようお願いいたします。

あわせて、一般社団法人日本ワクチン産業協会にも事務連絡を送付したことを申し添えます。

記

卸売販売業者(いわゆる販売会社(製造販売業者から直接ワクチンの販売等がなされ、他の卸売販売業者へ販売等する卸売販売業者をいう。以下同じ。))を含む。)は、ワクチンの偏在等が生じないように留意した上で、保有する在庫(既に販売先が決定しているが、現に販売先に納入されていない在庫を含む。)を可能な限り低減し、ワクチンを必要とする医療機関等に迅速に納入できるよう努めること。